

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年8月31日(2022.8.31)

【公開番号】特開2022-84274(P2022-84274A)

【公開日】令和4年6月7日(2022.6.7)

【年通号数】公開公報(特許)2022-101

【出願番号】特願2020-196022(P2020-196022)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月23日(2022.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の発射操作に基づいて遊技球を発射可能な発射手段と、  
前記発射手段により発射された遊技球が通過可能な特定通過部と、  
遊技球が前記特定通過部を通過したことに基づいて所定判定を実行する所定判定手段と  
、  
を備え、

遊技球が前記特定通過部を通過したことにより前記所定判定が行われた状況で前記特定通過部を通過した後の通過球により判定契機が成立し得るように構成されており、  
前記判定契機の成立に基づいて再度の前記所定判定又は前記所定判定とは異なる特定判定が実行されることを可能とする特定手段を備えていることを特徴とする遊技機。

30

【請求項2】

前記特定通過部を通過した後の通過球が前記特定通過部を再通過することが可能に構成されており、  
前記通過球が前記特定通過部を再通過した場合に前記判定契機が成立し得るように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記特定通過部を通過した後の通過球を前記特定通過部よりも上流側の所定領域に導出する導出手段を備え、  
前記所定領域に導出された前記通過球が前記特定通過部を再通過することが可能に構成されていることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

40

【請求項4】

前記所定判定の結果が特定結果となることに基づいて所定の特典を付与することが可能な特典付与手段を備え、  
前記所定判定の結果が前記特定結果とは異なる所定結果である場合に、その所定判定の契機となった前記特定通過部の通過球により前記判定契機が成立することを可能とする手段を備え、  
前記特定手段は、前記通過球により前記判定契機が成立した場合に再度の前記所定判定又は前記特定判定が実行されることを可能とするものであることを特徴とする請求項1乃至

50

請求項 3 のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項 5】**

前記所定判定の結果として、第 1 結果と、前記第 1 結果よりも遊技者にとって不利な第 2 結果とを含む複数の結果を取り得るように構成されており、

前記所定判定の結果が前記第 2 結果である場合に、前記特定通過部を通過した後の通過球により前記判定契機が成立することを可能とする手段を備え、

前記特定手段は、前記通過球により前記判定契機が成立した場合に再度の前記所定判定又は前記特定判定が前記第 2 結果となった前記所定判定よりも有利な態様で実行されることを可能とするものであることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 4 のいずれかに記載の遊技機。

10

**【請求項 6】**

所定入球部を介して遊技球が入球可能に構成された特定領域を備え、

前記特定領域に入球した遊技球が前記特定通過部を通過可能となっており、

前記特定通過部を通過した通過球を前記特定領域の内側で且つ前記特定通過部よりも上流側の所定領域に導出する導出手段を備え、

前記所定領域に導出された前記通過球が前記特定通過部を再通過することが可能に構成されており、

前記通過球が前記特定通過部を再通過した場合に前記判定契機が成立し得るように構成されていることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 5 のいずれかに記載の遊技機。

20

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 0 6

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 6】**

本発明は、

所定の発射操作に基づいて遊技球を発射可能な発射手段と、

前記発射手段により発射された遊技球が通過可能な特定通過部と、

遊技球が前記特定通過部を通過したことに基づいて所定判定を実行する所定判定手段と

30

を備え、

遊技球が前記特定通過部を通過したことにより前記所定判定が行われた状況で前記特定通過部を通過した後の通過球により判定契機が成立し得るように構成されており、

前記判定契機の成立に基づいて再度の前記所定判定又は前記所定判定とは異なる特定判定が実行されることを可能とする特定手段を備えていることを特徴とする。

40

50